

労働環境の確認の実施について
(令和5年3月1日更新)

江東区では、適正な労働環境の整備に配慮した公共調達を推進するため、令和5年度から「労働環境報告書」を用いた労働環境の確認事業を下記のとおり実施します。

記

1 対象となる契約

令和5年4月1日以降に契約を締結した以下の案件が対象となります。

- (1) 予定価格が3,000万円以上の工事請負契約（単価契約を除く。）
- (2) 予定価格が2,000万円以上の工事の設計、調査及び測量に係る委託契約

2 労働環境報告書の提出方法

対象案件の契約締結後、30日以内に労働環境報告書（以下、報告書）を経理課契約係に提出してください。提出は持参・郵送どちらでも構いません。

なお、報告書の様式は、江東区ホームページに掲載していますので、各自でダウンロードしてご記入ください。

3 社会保険労務士を活用した実地確認

報告書を提出した事業者の一部を対象に社会保険労務士（以下、社労士）を活用した実地確認を実施します。実地確認は社労士と区職員が事業所を訪問し、報告書の記載内容の関係書類（「就業規則」、「賃金台帳」、「36協定書」等）を確認するほか、必要に応じて聞き取りを行います。

4 実施スケジュール（例）

令和5年4月15日	契約締結【事業者・区】
～令和5年5月15日	報告書の提出【事業者】
～令和5年7月	報告書の審査【区】
～令和5年8月	実態調査対象案件の抽出【区】
令和5年9月以降	実態調査実施【事業者・区・社労士】

5 Q&A

Q1：実態調査は抜き打ちで行うのでしょうか？

A1：対象となる案件が決定したら、事前に連絡して日程調整のうえ、実態調査を行います。

Q2：報告書を提出しない場合、何かペナルティはありますか？

A2：以下に該当する場合、該当契約の解除、指名停止措置、関係機関への通報を行う場合があります。

- 報告書の提出を求めたにもかかわらず、これに従わない場合
- 報告書に虚偽の記載があった場合
- 労働環境の改善指示を行ったにもかかわらず、改善が見られない場合
- 改善内容に関わる書類を区に提出しない場合

Q3：報告書の提出後、報告した内容に変更が生じました。

A3：変更が生じた場合は速やかに「労働環境報告書変更届」を提出してください。

Q4：「建設キャリアアップシステム」とは何でしょうか？

A4：技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇につなげる仕組みです。詳しくは国土交通省ホームページをご確認ください。

Q5：確認の結果はどのように活用されますか？

A5：報告書の提出や実地確認を通して、事業者や従業員の方が労働環境を見直すきっかけになることを目指しています。また対象業種における労働環境の把握を行うことで、今後の入札・契約制度の検討にも活用していきます。

【お問い合わせ】

江東区総務部経理課契約係 03-3647-9037